

世界に誇る環境主都まつえ

松江市環境基本計画

2021-2025

令和 3 年 3 月

松 江 市

目次

はじめに		1
第1章 基本的事項		2
1-1 計画策定の背景		2
1-2 計画の位置づけ		3
1-3 計画の期間		3
1-4 計画の対象範囲		3
第2章 基本理念と施策体系		4
第3章 プロジェクトと推進する取組		6
① スマートライフ推進プロジェクト		6
② 4R推進プロジェクト		11
③ 自然共生プロジェクト		16
第4章 共創・協働		22
第5章 推進体制と進行管理		26
5-1 推進体制		26
5-2 進行管理		27
参考		
用語解説		28

別冊1 資料編

資料1. 前計画の振り返り
資料2. 環境をめぐる動き
資料3. 計画策定経緯

別冊2 市民アンケート編

資料4. アンケート結果
資料5. 調査票

はじめに



私たちが暮らす松江市は、豊かな自然に囲まれた美しいまちとして、世界に誇るべき環境に恵まれています。しかし一方で、地球温暖化対策やプラスチック等の廃棄物問題、またそれらが自然環境に与える影響など、様々な課題も内包しています。

あらゆる課題を克服しながら、この自然豊かな美しいまちを維持していくためには、どんな取り組みが必要になってくるのか、何をしていくべきなのか、深く考えながら実践していくことが必要で、生活環境はもちろんのこと、豊かな自然環境、さらには地球規模での環境に対して、私たちができることはたくさんあるはずです。

この度、私たちが取り組むべき、道標となる計画として「松江市環境基本計画」を策定しました。この計画では市としての環境政策を示すとともに、共創・協働の精神で市民一丸となって実践していく取り組みを示しています。

今の時代を生きる私たちの行動により、この美しいまちをさらに良い環境にして次の世代に引き継いでいけるよう望んでいます。

松江市長 松 浦 正 敬

第1章 基本的事項

1-1 計画策定の背景

地球 温暖化 SDGs

近年、地球温暖化による気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染など、地球を取り巻く環境問題が喫緊の課題とされ、世界規模での取組の重要性がクローズアップされています。

2015年には、「持続可能な開発目標（SDGs）※¹」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ※²」や温室効果ガス排出削減等のための国際的な枠組みとなる「パリ協定※³」の採択といった、世界を巻き込んだ合意により、大きな転換点を迎えました。

わが国においては、2018（平成30）年に「第五次環境基本計画」が策定され、SDGsやパリ協定などの国際的な潮流を現状として認識しつつ、それぞれの課題が相互に関係しながら、複雑化している環境・経済・社会について、統合的向上の具体化をめざしています。

また、2020（令和2）年10月、菅内閣総理大臣は「2050年カーボンニュートラル※⁴、脱炭素社会の実現をめざす」ことを宣言し、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や社会経済の変革をもたらし、大きな成長に繋げていくとされました。

脱炭素

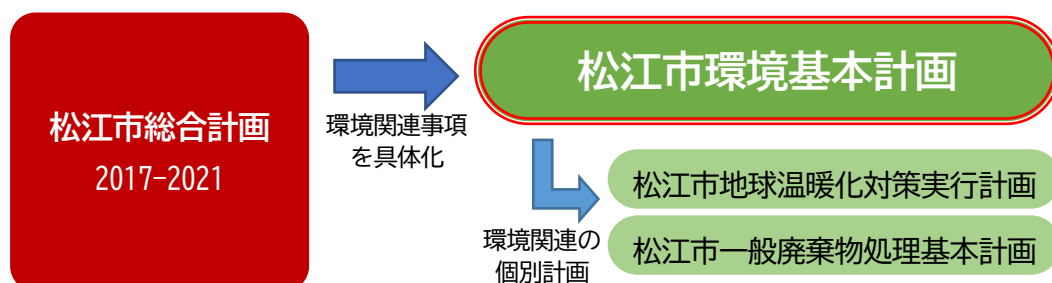
本市においても、これらの国際・国内情勢に対し、一自治体として積極的に対処していくべく、地球温暖化対策をはじめとした地球を取り巻く環境問題に正面から取り組みながら、本市が誇る豊かな自然環境の保全や美しい生活環境の維持にも注力していく必要があり、市民の環境意識の高まりに応じた適切な環境施策を展開していくことが重要です。

自然 生活

次世代へ

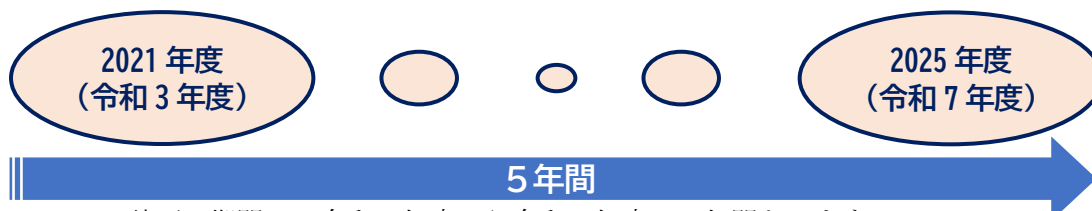
将来にわたる良好な環境を次世代へ引き継いでいくため、新しい「松江市環境基本計画」により、時代や市民のニーズに応じた環境課題に対する取組を具体化し、行動を促していくことが求められます。

1-2 計画の位置づけ



- 上位計画である松江市総合計画に掲げる環境関連事項を具体化する、環境政策の基本的計画として位置づけます。
- 本計画の下位計画として位置づけられる環境関連の個別計画として、地球温暖化対策に関する「松江市地球温暖化対策実行計画」や、廃棄物に関する「松江市一般廃棄物処理基本計画」などがあります。

1-3 計画の期間



- 計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。
- ただし、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて見直しを行います。

1-4 計画の対象範囲

対象とする環境		概要
地球環境		気候変動・大気の組成など、地球的規模の環境
生活環境		大気・水・悪臭・騒音・廃棄物など、日常生活における環境
自然環境		生物・森林・水辺地など、自然の基本的な要素となる環境
対象区域	松江市全域 ただし、河川流域や地球温暖化対策など、広域的な繋がりを考慮する必要がある場合は、関係自治体・国などとの連携を視野に入れた計画とします。	

第2章 基本理念と施策体系

環境を取り巻く様々な課題の克服、目標の実現に向けて本計画の推進により、めざしていくまちの姿を「基本理念」に掲げ、最も重要な課題に対する目標を、「重点目標」として目標の最上位に位置づけます。そして、本計画の推進にあたっては3つの「プロジェクト」を設定し、「共創・協働」により取り組んでいきます。

基本
理念

世界に誇る環境主都まつえ

重点
目標

脱炭素社会の実現 (カーボンニュートラル)

① ^{※5}スマートライフ推進プロジェクト
(環境にやさしい暮らし・社会への転換)

② ^{※6}4R推進プロジェクト
(資源循環とまちの美化)

③ 自然共生プロジェクト
(豊かな自然と歴史文化の調和)

共創・協働

【基本理念】

本市の誇るべき自然やまちなみ、歴史文化を、次世代にも引き継いでいくためには、良好な環境を保っていく必要があります。

未来の環境のため、地球を取り巻く環境問題に正面から取り組みながら、豊かな自然環境の保全や美しい生活環境の維持にも注力し、高い意識に根差した市民の行動が、環境課題の解決に向けた取組の模範となるようなまち「環境主都^{※7}」をめざします。

【重点目標】

今、世界規模での地球温暖化対策が急務とされ、主な原因といわれる温室効果ガス（二酸化炭素）の削減が課題となっています。地球温暖化に起因する異常気象は、宍道湖・中海の水質変化といった自然環境にも影響するなど、本市においても重要な課題です。

豊かな自然環境を保全・活用しながら、環境にやさしい暮らし、社会への転換を促し、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を可能な限り削減することにより、「脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現」をめざします。

【推進する取組】

① スマートライフ推進プロジェクト (環境にやさしい暮らし・社会への転換)	○ 二酸化炭素の排出抑制・吸収促進 ○ 省エネルギーの取組の推進 ○ 再生可能エネルギーの導入促進 ○ 車社会への取組の推進	○ 環境ビジネスの振興
② 4R推進プロジェクト (資源循環とまちの美化)	○ ごみ分別の推進 ○ ごみを減らそう運動の推進 ○ 再使用・再生利用の推進	○ 清掃活動の推進 ○ ごみのないまちづくり
③ 自然共生プロジェクト (豊かな自然と歴史文化の調和)	○ 自然とのふれあい ○ 環境にやさしい観光地づくり ○ 環境に配慮した開発・整備	○ 水環境の保全 ○ 緑の保全 ○ 生物多様性の確保 ○ 環境監視・公害対策 ○ 有害化学物質対策
共創・協働	○ 環境教育の充実 ○ 情報提供の充実	○ 活動推進組織・ネットワークづくり ○ 環境保全活動への参加意識の高揚

SDGsと取組の関連づけ

本計画の各取組をSDGsのいずれかのゴールに関連づけ、国際課題への対応と、環境、社会、経済に関わる複合的な課題解決の取組であることの意識づけを示します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第3章 プロジェクトと推進する取組

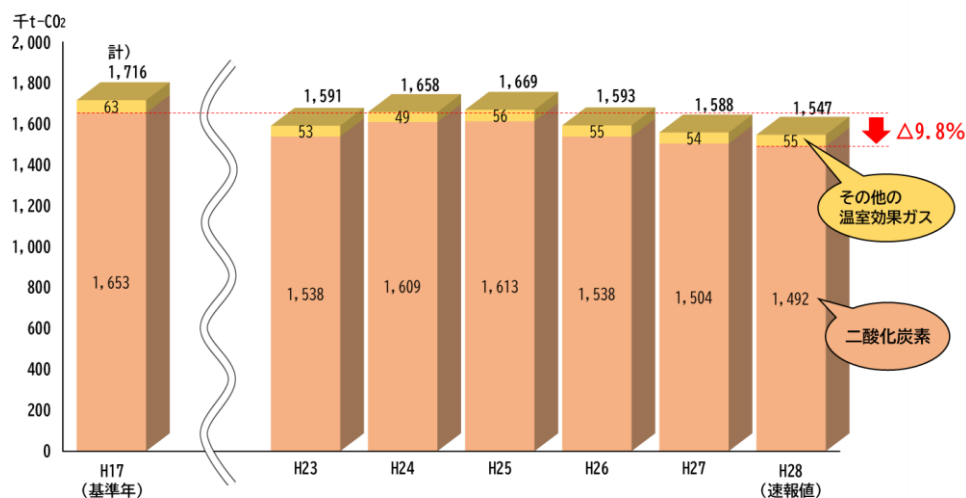
① スマートライフ推進プロジェクト (環境にやさしい暮らし・社会への転換)

地球温暖化を防止するためには、二酸化炭素の排出抑制・吸収促進に向けた実効的な対策を進めていく必要があります。

森林資源や海洋資源によるカーボンオフセット※⁸（グリーンカーボン※⁹、ブルーカーボン※¹⁰）など、資源循環を活用した新しい取組の検討を進めるとともに、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入、車社会への取組を継続しながら、新しい技術の開発・導入によって取組を徹底・拡充し、環境にやさしい暮らし・社会への転換と定着を図ります。

また、国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略※¹¹」による、脱炭素への取組を基軸とした環境と経済が両立する社会構造への転換や、地球温暖化による気候変動への適応など、産業・経済活動における環境への取組を推進します。

■松江市における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移



本章に掲げる「重点取組」の記載のうち、**市 民** **事業者** **行 政** は、その取組を実施する主体を示します。

目 標

- 【１】 家庭や事業所においては、ライフスタイルの転換を図り、省エネルギーや再生可能エネルギーの積極的導入に取り組みます。
- 【２】 市民・事業者・行政が一体となった官民協働で、新しい技術の支援や積極的な活用により、カーボンニュートラルの実現に向けた実効性のある二酸化炭素の排出抑制や吸収促進に取り組みます。

重点 取組

●カーボンオフセットの取組の検討		事業者	行 政
●省エネルギー行動の促進に向けた啓発の充実	市 民	事業者	行 政
●施設の省エネルギー化の推進		事業者	行 政
●再生可能エネルギービジョンの策定			行 政
●再生可能エネルギーの導入支援の拡充と導入促進			行 政
●再生可能エネルギーを軸とした新しいまちづくりの検討			行 政
●エコカー※ ¹² への転換の促進	市 民	事業者	行 政
●電気自動車用充電設備の整備		事業者	行 政

〈主な指標〉

指 標	単位	現況値		目標値	
		年度	数値	年度	数値
二酸化炭素排出量	千 t-CO ₂	H28	1,492	R7	1,186
「松江市地球温暖化対策実行計画」の中期目標（H17比30%減）を考慮した数値。					
エコカーの導入割合	%	R元	24.9	R7	40
現況値より約1.5倍とする期待値。					

〈具体的な取組〉

1) 二酸化炭素の排出抑制・吸収促進



- 松江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の確実な推進

二酸化炭素排出量目標値の達成に向けて、市民・事業者・行政が一体となって「松江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲げた取組を推進します。また、地球温暖化が起因とされる気候変動への対応や地球温暖化対策に関する緩和策、適応策について、正しく理解するために普及啓発を行います。

- ゼロカーボンシティの実現

令和2年12月、本市は2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を実質ゼロとすることを長期的な目標に掲げる、いわゆる「2050年ゼロカーボンシティ※13」の表明をしました。この目標の実現に向けた具体的な取組を検討し、実行します。

- 森林による二酸化炭素吸収源の確保

森林の二酸化炭素吸収能力を十分に発揮させるため、伐採跡地の確実な更新・植樹活動など、適正な森林管理に取り組みます。

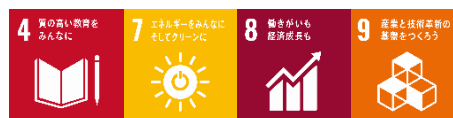
- カーボンオフセットの取組の検討 重点
取組

二酸化炭素を吸収する仕組みとして、森林資源や海洋資源等を活用したカーボンオフセット（グリーンカーボン、ブルーカーボン）の取組を検討します。

- 「COOL CHOICE※14」の推進

地球に優しい選択「COOL CHOICE」を普及する取組として、街頭啓発の実施やパネルの常設展示など、継続的な啓発事業を行います。

2) 省エネルギーの取組の推進



- 省エネルギー行動の促進に向けた 重点
取組 啓発の充実

家庭や事業所における省エネルギーの取組の成果を「見える化」し、更なる省エネルギー行動の促進に努めます。

- 身近な省エネルギー行動の推進

省エネルギーの意義やメリットを示しながら啓発を進めるとともに、「新しい生活様式^{※15}」を踏まえた取組として進化させます。また、「グリーンカーテン運動」など、「まっつえ環境市民会議」を中心とした市民活動を充実し、多くの市民が省エネルギー行動に向かう意識の醸成を図ります。

- 施設の省エネルギー化の推進 **重点取組**

公共施設や事業所・工場等の施設について、エネルギーの高効率化を図るため ESCO 事業^{※16}の導入や建物の ZEB^{※17}化を促進します。

3) 再生可能エネルギーの導入促進



- 再生可能エネルギー活用ビジョンの策定 **重点取組**

「(仮称)松江市再生可能エネルギー活用ビジョン」を策定し、再生可能エネルギーの導入促進と新たな産業分野の開拓、エネルギー学習等の推進を図ります。

- 再生可能エネルギーの導入支援の拡充と導入促進 **重点取組**

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入に対する支援について、可能な限り拡充を図り、最大限の導入を促進します。

- 再生可能エネルギーを軸とした新しいまちづくりの検討 **重点取組**

再生可能エネルギーによる地域新電力事業の創設など、スマートシティ^{※18}の構築に向けた検討を進めます。

■公共施設への再生可能エネルギー導入事例（太陽光発電）／松江市古江公民館



4) 車社会への取組の推進

- エコカーへの転換の促進



ガソリン車から電気自動車やハイブリッドカー※¹⁹ への転換を促進するための施策を検討します。

- 電気自動車用充電設備の整備



電気自動車の普及促進に併せて、充電設備の充実を図ります。

- 次世代自動車の研究

運転時に二酸化炭素を排出しない水素自動車の導入に向けた研究を進めます。

- エコドライブの啓発促進

急発進や急加速などを行わない「エコドライブ※²⁰」を推奨し、啓発していきます。

- 環境にやさしい公共交通体系の整備

公共交通の利用促進と利便性の向上を兼ね備えた、環境にやさしい公共交通体系の整備について検討します。

- ノーマイカー運動の推進

「松江市一斉ノーマイカーウィーク」を継続実施し、日常的な移動手段に対する行動変化を促します。



5) 環境ビジネスの振興

- 環境関連産業の育成・創出による経済の活性化

国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に基づく産業の成長に対し、起業支援や地域産業の発展に必要な施策の推進を図りつつ、再生可能エネルギーなど、環境関連産業に関わる企業を積極的に誘致します。

- 気候変動への適応

地球温暖化に起因する農作物の高温障害に対して十分な予防策を講じつつ、高温に強い品種や栽培技術の研究・導入を推進します。



② 4R推進プロジェクト

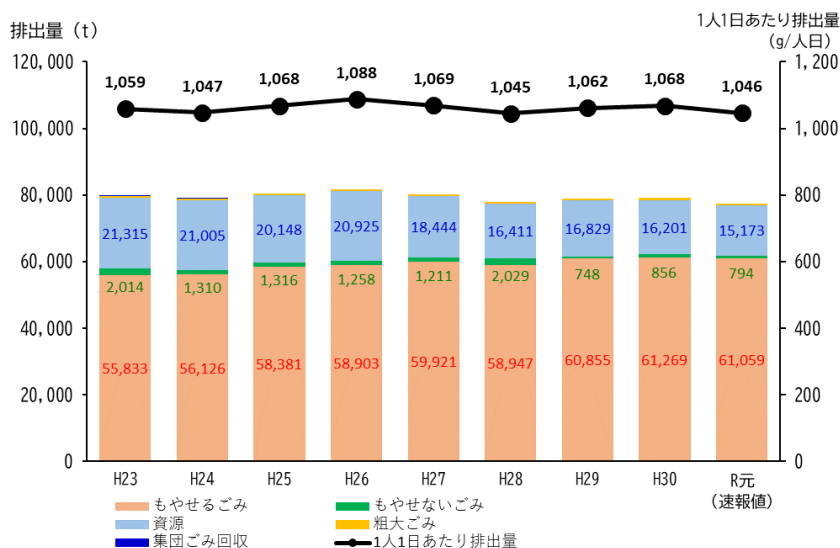
(資源循環とまちの美化)

地球温暖化や資源の枯渇などの環境課題に対応していくため、資源循環型の社会を形成していく必要があります。

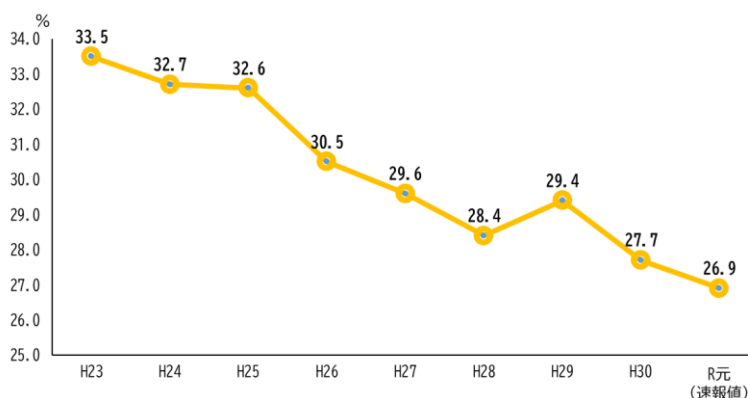
ごみの分別を徹底し、減量化・資源化を促進するため、製品や食料品などの製造・生産、入手・購入、使用・消費、廃棄に至るすべての段階において、4 R運動を推進するとともに、食品ロス^{※21}や脱プラスチック^{※22}の課題にも取り組みます。

また、「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、まちの美化を図るため、参加型清掃活動などを実施していくとともに、ポイ捨てや不法投棄、海岸等漂着ごみ対策に取り組みます。

■松江市における
ごみ排出量の推移



■松江市における
リサイクル率の推移



目 標

- 【１】 家庭や事業所においては、４Ｒ運動を推進し、環境負荷が少ない持続可能なまちを目指して、ごみの分別・減量化・資源化に取り組めます。
- 【２】 市民・事業者・行政が一体となった官民協働で、食品廃棄物の減量化をめざし、食べ物を無駄にしない仕組みづくりや「もったいない」の意識醸成など食品ロスの削減に取り組めます。また、脱プラスチックに向けて、プラスチック代替素材の導入促進に取り組めます。

重点 取組

●地域でのごみ分別の推進	市 民		行 政
●出前講座、環境学習会、施設見学の充実	市 民		行 政
●ごみを発生させない取組	市 民	事業者	行 政
●ごみを減量する取組	市 民	事業者	行 政
●食品ロス削減に向けた取組	市 民	事業者	行 政
●脱プラスチックに向けた取組		事業者	行 政
●事業所ごみの適正処理に向けた取組		事業者	行 政
●再使用(リユース)の取組	市 民	事業者	行 政
●再生利用(リサイクル)の取組	市 民	事業者	行 政
●グリーン購入 ^{※23} の推進	市 民	事業者	行 政
●参加型清掃活動の拡充	市 民	事業者	行 政
●ポイ捨て・不法投棄防止に関する啓発			行 政
●海岸等漂着ごみ対策	市 民	事業者	行 政

〈主な指標〉

指 標	単位	現況値		目標値	
		年度	数値	年度	数値
1人1日あたりのごみ排出量	g/人日	R元	1,046	R7	971
「松江市一般廃棄物処理基本計画」の目標（R3・992g/人日）を考慮した数値。					
1人1日あたりの食品ロス発生量 （家庭系もやせるごみ）	g/人日	R元	59.1	R7	45
現況値より約25%減とする期待値。					
海岸等漂着ごみボランティア清掃参加者数	人	R元	5,703	R7	6,700
直近3年間の平均値に啓発等による増加を期待した値。					

〈具体的な取組〉

1) ごみ分別の推進

- 地域でのごみ分別の推進



資源化物はリサイクルすることに努め、分別を徹底するよう、「松江市生活環境保全推進員」と連携し、市民のごみ分別マナーの向上に努めます。

- 分別収集の支援

地域の実情に応じてリサイクルステーションを増設し、資源化物の持込の利便性を図ります。また、地域の環境美化や収集業務の効率を高めるため、ごみ集積所の設置・修繕に対する支援を行います。

- 出前講座、環境学習会、施設見学の充実



ごみの減量や資源化、食品ロスの削減についての情報提供など、学習会や環境施設の見学の充実を図ります。



2) ごみを減らそう運動の推進



- **ごみを発生させない取組** **重点取組**

マイバッグの持参や過剰包装の削減、詰替商品の購入など、不要なものは断り、ごみを発生させない取組を推奨します。

- **ごみを減量する取組** **重点取組**

家庭系もやせるごみの分別を徹底し、特に古紙・古着などの資源化を図ります。また、生ごみの水切りの徹底、ダンボールコンポスト^{※24}や生ごみ処理機の活用により、生ごみの減量化を推進します。

- **食品ロス削減に向けた取組** **重点取組**

家庭における食材の使い切りや食べ残し防止、飲食店や小売店との連携・協働による食べ残し防止のキャンペーン、フードバンク^{※25}活動等の取組などの促進を図り、食品ロスの削減に取り組みます。

- **脱プラスチックに向けた取組** **重点取組**

海洋におけるプラスチック汚染(マイクロプラスチック^{※26}等)を考慮した取組として、事業者等が行うプラスチック代替素材の研究や開発への支援について検討します。

- **事業所ごみの適正処理に向けた取組** **重点取組**

家庭ごみと異なる事業所ごみの分別について理解を深め、事業所における分別や減量化に向けた取組状況の実態をアンケートなどにより把握し、適正処理を促進します。

3) 再使用・再生利用の推進



- **再使用(リユース)の取組** **重点取組**

使い捨てではなく再使用できる製品の導入や古着のリメイクなど、再使用の取組を推奨します。

- **再生利用(リサイクル)の取組** **重点取組**

リサイクルステーションの充実、資源化物のリサイクルについての情報提供や広報に努め、更なる分別の徹底を図ります。

- **グリーン購入の推進** **重点取組**

環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することや、環境負荷が少ない製品の開発、販売を推奨します。

4) 清掃活動の推進

- 参加型清掃活動の拡充 **重点
取組**

「中海・宍道湖一斉清掃」や「クリーンまつえ」に代表される各地域での参加型清掃活動を継続して実施するとともに、幅広い世代に参加を呼びかけ、拡大に向けた取組を行います。

- 参加しやすい清掃活動の仕組みづくり

道路愛護団や河川愛護団など、清掃活動に取り組む団体などを積極的に支援するとともに、各種イベントの開催前・開催後に会場周辺の清掃活動をセットで行うよう働きかけます。



5) ごみのないまちづくり

- 「松江市きれいなまちづくり条例」による取組

「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、まちの美化を図り、ポイ捨て等のない、きれいなまちづくりを推進します。

- ポイ捨て・不法投棄防止に関する啓発 **重点
取組**

ポイ捨て防止に関する広報や学習会の開催などにより啓発活動を推進します。また、不法投棄されやすい場所を熟知した市民・事業者・行政の協働により、不法投棄の監視、見回りを強化します。

- 廃棄物の適正処理

産業廃棄物を排出する事業者に対し、適正な処理を行うよう指導を徹底します。

- 海岸等漂着ごみ対策 **重点
取組**

湖岸や海岸等への漂着ごみの回収ボランティア活動を推進し、漂着ごみの現状と課題について理解を促すとともに、国、県、近隣自治体と協力し、有効な対策を検討します。また、陸地でのポイ捨てなどによるごみが、排水溝や河川を經由して海岸等へ漂着すると言われており、そのようなごみを出さないための意識醸成を図ります。



③ 自然共生プロジェクト

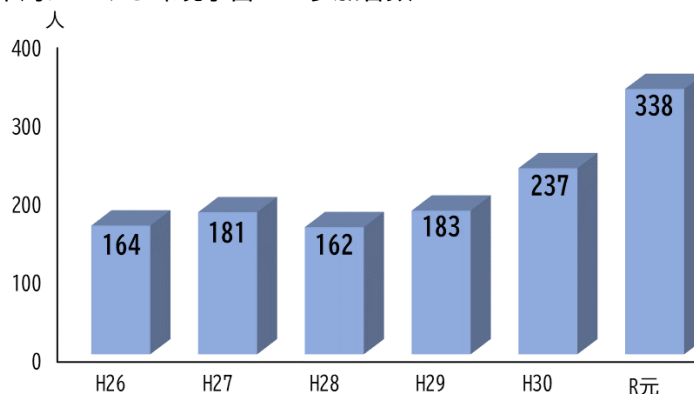
(豊かな自然と歴史文化の調和)

「宍道湖」「中海」のラムサール条約^{※27} 湿地への登録や「島根半島・宍道湖中海ジオパーク^{※28}」の日本ジオパークへの認定、さらには、本市を含む広範な地域が「大山隠岐国立公園」に指定された区域にあることなど、本市は豊かな自然環境に恵まれており、優れた観光資源となっています。

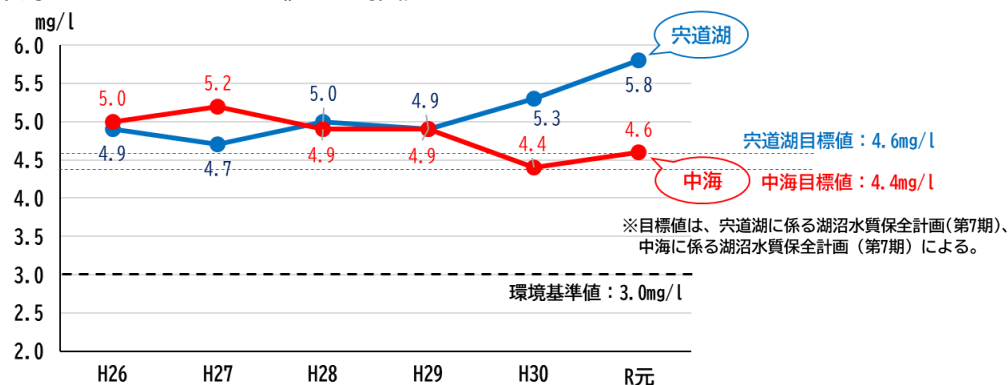
また、先人から受け継いできた国宝松江城をはじめとする歴史・文化的な資源は、豊かな自然環境とともに、次世代に引き継いでいくべき本市特有の大切な財産です。

この自然と歴史文化を調和させながら、環境活動に関わる機会の創出や環境問題への意識醸成を図り、自然環境の保全や活用に向けた意識を高めていきます。

■宍道湖・中海における環境学習への参加者数



■宍道湖・中海におけるCOD75%値^{※29}の推移



目 標

- 【１】 家庭や事業所においては、自然環境や自然豊かな都市景観の保全に取り組むとともに、歴史・文化的な資源を守り、次世代に継承していきます。
- 【２】 市民・事業者・行政が一体となった官民協働で、自然環境や歴史・文化的な資源を活用した体験活動や学習会などに取り組み、地域の環境について学ぶ機会を通じた人材育成を行うとともに、市民の郷土への愛着と環境保全の意識向上を図ります。

重点 取組

●自然とふれあう機会の創出			行 政
●水辺景観と調和したまちなみ形成	市 民	事業者	行 政
●ラムサール条約湿地の活用	市 民	事業者	行 政
●ジオパークや国立公園の活用	市 民	事業者	行 政
●体験型環境保全活動への参加機会の提供	市 民	事業者	行 政
●自然環境を活用したイベントや学習会の開催	市 民	事業者	行 政
●歴史・文化的な資源を活用したイベントや学習会の開催	市 民	事業者	行 政

〈主な指標〉

指 標	単位	現況値		目標値	
		年度	数値	年度	数値
歴史・文化的資源を活用した環境学習への参加者数	人	R2	101	R7	150
現況値より約 1.5 倍とする期待値。					
水辺の公共空間活用日数	日	H30	170	R6	174
「松江市総合戦略」「第3期中心市街地活性化計画」における、大橋川改修の影響や、複数の公共空間の状況を考慮した数値。					
宍道湖の水質（COD75%値）	mg/l	R 元	5.8	R7	4.6
「宍道湖に係る湖沼水質保全計画（第7期）」（島根県）における目標値。					

〈具体的な取組〉

1) 自然とのふれあい

- 自然とふれあう機会の創出 **重点取組**

宍道湖・中海、日本海、松江堀川などの「水」や、公園、観光施設、森林、歴史遺産の「緑」と触れあう機会の提供、それらの自然を活かした空間の整備を図るとともに、その認知度を高めていきます。

また、自然環境を活用したイベントなどを開催し、市民が自然とふれあうことのできる機会を創出します。

- 水辺景観と調和したまちなみ形成 **重点取組**

大橋川改修事業に併せ、水辺景観を活かした賑わい空間の創出や、自然豊かな水郷としての風情を活かした景観形成を推進します。

- ラムサール条約湿地の活用 **重点取組**

ラムサール条約湿地に登録された「宍道湖」「中海」の保全を通じ、交流や学習の場としての活用を促します。

- ジオパークや国立公園の活用 **重点取組**

日本ジオパークに認定された「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」の自然遺産を保全するために、ジオツーリズム※³⁰活動を推進します。また、大山隠岐国立公園の島根半島東部地域を活用した「国立公園満喫プロジェクト」を推進します。

- 体験型環境保全活動への参加機会の提供 **重点取組**

エコツーリズム※³¹の振興、市民農園の活用を推進し、体験型環境保全活動への参加機会を増加させます。

- 自然環境を活用したイベントや学習会の開催 **重点取組**

山や川、海などの自然を活用した体験教室や自然観察会を行い、自然を体感する機会の創出とふるさと意識の醸成を図ります。



- 歴史・文化的な資源を活用したイベントや学習会の開催 重点
取組

松江城や松江堀川などの歴史・文化的な資源を活かしたイベントや学習会を開催し、環境意識の醸成を図ります。

- 関連情報の集約・提供と関連団体などの連携強化

自然に触れ合う機会や場に関する情報を集約・提供し、関連団体の連携促進や、市民などの自然にふれあう機会を創出します。また、自然とのふれあいに取り組んでいる団体や企業、個人を把握し、活動内容に応じて連携を図ります。

2) 環境にやさしい観光地づくり



- 観光をとoshした環境保全意識の醸成

観光をとoshして豊かな自然環境や歴史文化を体験し、学ぶことのできるエコツーリズムの推進により、環境保全に向けた意識の醸成を図ります。

また、ラムサール条約湿地に登録された「宍道湖」「中海」や、日本ジオパークに認定された「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」の自然遺産を活かしたジオツーリズム、グリーンツーリズム^{※32}、ブルーツーリズム^{※33}、市民農園の活用などを推進し、体験型環境保全活動への参加機会を創出します。

- 環境負荷の少ない観光周遊の推進

環境負荷の少ない観光周遊を促進するため、公共交通の利用促進と利便性の向上を兼ね備えた、環境にやさしい公共交通体系の整備について検討します。

3) 環境に配慮した開発・整備



- 周辺環境への配慮

土地造成や河川改修、建設事業など、環境に影響を及ぼすと予想される開発については、関係法令を遵守しながら、多自然川づくりの推進や生物多様性への配慮などによる自然環境の保全に努めます。

- 松江市景観計画に基づいた景観保全の推進

松江市景観計画に基づき、本市の財産である良好な景観を損ねるおそれのある行為について、規制・指導を行います。

4) 水環境の保全



- 水質改善対策の推進

河川、湖沼などの監視、指導に引き続き取り組み、水質改善に努めます。宍道湖・中海・松江堀川の水質改善に向けては、流域の自治体、市民などと連携・協働し、総合的な対策を進めていきます。

- 水環境への意識啓発と保全活動

水質保全に関する啓発活動を充実させるとともに、ボランティア清掃など市民参加による保全活動への参加促進、環境保全型農業の推進などにより、水環境に対する意識を高めます。

5) 緑の保全



- 森林資源の保全と活用

森林資源の状況を把握し、「森林伐採跡地の確実な更新」「搬出間伐の推進」「荒廃森林の再生」「市民・企業参加の森づくり」等に取り組めます。

- 農地の保全と次世代への継承

農地の維持・資源向上のための取組を推進し、次世代へ継承します。

- みどりの保全と緑化の推進

「松江市みどりの基本計画（2020-2029）」に基づき、みどりの保全、緑化の推進を行い、「公園機能の充実」「地域性緑地等の保全」「公共公益施設の緑化の推進」「民有地の緑化の推進」等に取り組めます。

6) 生物多様性の確保



- 生態系保全の推進

生態系に関する正しい知識の習得と理解を深めることで、計画的な開発行為、資源の保護などに取り組み、地域の環境特性に応じた生態系を保全します。

また、「生物多様性地域戦略」の策定に向けた検討を行います。

- 貴重な野生動植物の適正な保護

市内に生息する天然記念物、保存樹、その他の貴重な野生動物の適正な保護を推進します。

- 有害鳥獣対策

ヌートリアなど外来の有害鳥獣による農作物等への被害防止について、「松江市鳥獣被害防止計画」に基づき、適切な対策を行います。

- 外来種対策

特定外来生物をはじめとする生態系へ影響を及ぼす生物種の駆除や保護を適正に行うとともに、外来動物のペット化や繁殖、外来植物の栽培などを不要に行わないなど、外来種に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、既に市域を超えて広く定着している外来種については、広域的な取組を検討します。

7) 環境監視・公害対策



- 良好な大気環境の維持

定期的な大気環境測定結果の確認や、これに基づく事業所などへの指導、市民に向けた啓発により、良好な大気環境を維持します。また、大気汚染防止法に基づく大気汚染物質の常時監視を行います。

- 公害を発生させない取組

悪臭、騒音、振動等、公害の原因となる事象については、関係法令による規制基準を遵守するよう取り組みます。

また、違法な「野焼き」を防止するため、啓発・指導を行います。

8) 有害化学物質対策



- 有害化学物質の適正な管理の徹底

有害化学物質を使用・貯蔵している事業所などでは、関係法令に基づく適正な管理を行い、市は必要な指導、市民に対する情報提供を行います。

- 有害化学物質の適正な処理

ダイオキシン類、アスベスト、P C B廃棄物等、有害化学物質の処理にあたっては、関係法令に基づき適正に行い、市は必要な指導等を行います。

第4章 共創・協働

本計画の推進において、環境問題の理解を深め、自ら考えて環境を守るために行動できる人づくりを進めていきます。家庭や地域、学校、職場など、様々な場面で環境への関わりを学ぶ機会を提供するとともに、子どもから大人まで幅広い年齢層の市民が関心を持てるように、あらゆる手段を用いた情報発信を行います。

また、「まつえ環境市民会議」を中心とした、市民・事業者・行政の協働による環境活動を推進していくとともに、様々な団体が連携して継続的に環境保全に取り組むことができるよう、団体相互のネットワークの強化を図ります。

松江市ならではの歴史・文化をはじめとした地域資源と環境との関わりを学び、環境活動に取り組む姿勢を培うことにより、市民の環境意識を最大限に高めた「世界に誇る環境主都まつえ」の実現をめざします。

1) 環境教育の充実



- 学習機会の提供

学校教育において実施される環境学習においての支援・協力や、生涯学習として取り組む「まつえ市民大学ふるさと環境コース」などの推進を図ります。

さらに、環境に関する施設の利用促進により、市民の学習機会を提供します。

- 環境学習の推進を担う人材の育成

地域における環境学習の推進を担う人材を育成します。

- 学校との連携による環境学習発表会の開催

学校における環境学習の発表の場を提供し、学校間の情報交換や家庭や地域における環境活動の展開に努めます。

- 市民活動における環境活動発表会の開催

市民や市民団体が行きとる環境活動の発表の場を提供し、市民同士の交流や環境活動を牽引する人材の育成に努めます。

- 企業における環境啓発の合同開催

単独で開催できない事業所に対して環境学習の合同開催を呼びかけ、環境学習の機会を提供することにより、地域の環境課題への理解と環境活動の取組の促進を図ります。

- SDGs の認知度向上に向けた取組

学習会や啓発活動、情報提供などにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が環境問題と大きく関わっていることを取り上げ、その認知度の向上を図ります。

■小学生の環境学習

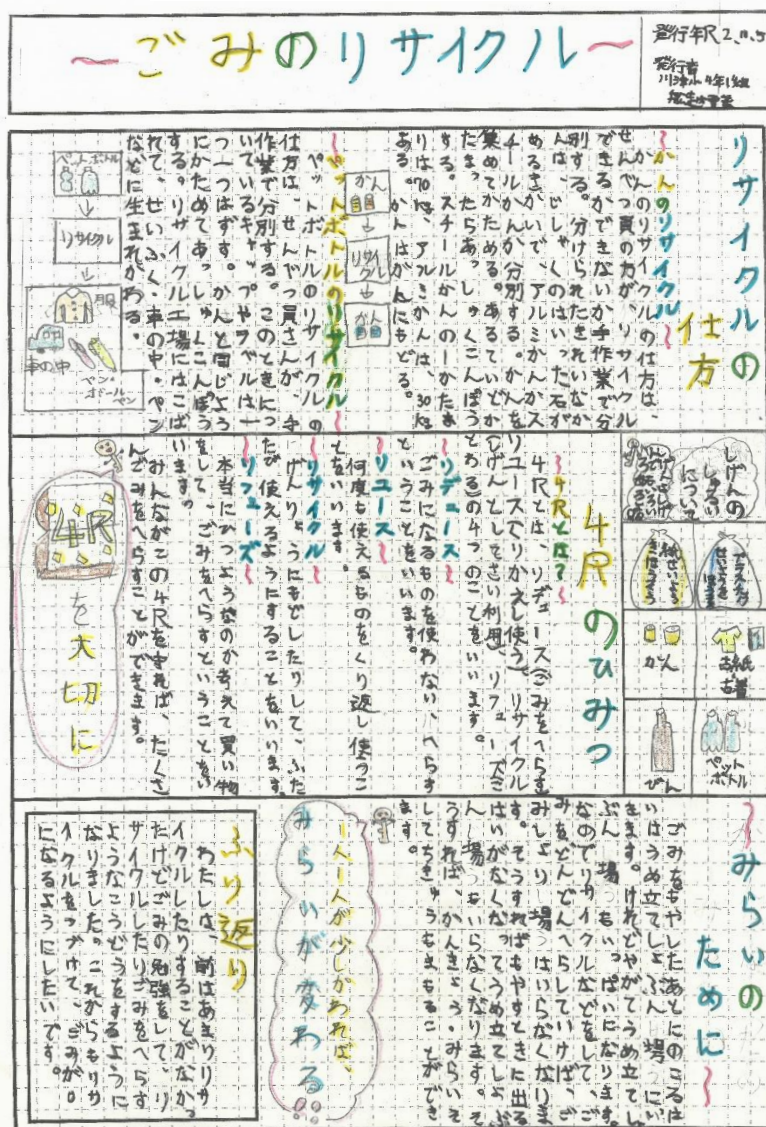
学校教育においては、環境学習に熱心に取り組んでおり、宍道湖・中海をはじめとした自然環境の保全や、ごみ処理・リサイクルの大切さなどを学んでいます。

川津小学校 4 年生の児童の皆さんは、エコクリーン松江、西持田リサイクルプラザなど施設の見学や調べ学習をとおして、ごみの減量化やリサイクルなどを学び、学習の成果を壁新聞にまとめました。

子どもたち世代が受け継いでいく環境を、将来にわたってよくしていくため、一人ひとりがリサイクルに取り組み、ごみを減らしていくことの大切さを学んだ様子が表現されています。

川津小学校 4 年生（令和 2 年度当時）

船越雪菜さん「～ごみのリサイクル～」



2) 情報提供の充実



- 多様な媒体を活用した情報の発信と共有
幅広い市民のアクセシビリティ^{※34}を確保するため、市報やホームページ、SNS^{※35}、動画共有サイトなど、あらゆる手段を用いた情報提供を行い、共有します。
- 積極的な情報発信
市民・事業者・行政が実践する環境への取組を発表・発信する機会や、仕組みを創出します。また、学習会や出前講座を開催し、環境啓発の充実を図ります。
- 市民ニーズの把握
定期的にアンケート調査を行い、環境に対する意識や興味、ニーズを把握し施策に反映させます。
- 情報公開と施策点検
環境指標に関する数値や本計画に掲げる施策の進捗状況等を点検・公開し、必要に応じて見直します。

3) 活動推進組織・ネットワークづくり



- 環境活動団体の取組推進
様々な団体による環境活動をより効果的に発展させるための支援を行います。
- 環境保全に取り組む主体の連携推進
環境活動団体の情報の共有化と連携を促進するために、「まっえ環境市民会議」や「環境を創る企業の会」などを中心としたネットワークを構築します。
- 周辺自治体・国等との連携促進
斐伊川・宍道湖・中海やジオパークなど、市域を越える環境への取組については、国や県、関係自治体、各種団体等との連携による効果的な活動を展開します。

4) 環境保全活動への参加意識の高揚



- 情報提供を通じた環境保全活動への参加のきっかけづくり
環境保全活動に関する身近な取組を、多様な媒体で情報提供し、市民や事業者が環境活動を実践するきっかけとします。
- 環境保全活動への参加機会の提供
環境関連イベントや清掃活動など、参加型の環境活動を開催し、多くの市民が参加できる機会を創出します。
- 地域のキーパーソンを通じた市民・事業者の環境保全活動の実践支援
「まつえ環境市民会議」や「松江市生活環境保全推進員」など、環境活動のキーパーソン^{※36}となる人材の活動を支援します。
- 将来の環境活動を担う次世代人材育成
様々な環境活動への参加を促しながら、環境問題に興味を持ち実践していく人材を育成します。

第5章 推進体制と進行管理

5-1 推進体制

■本計画の推進（「松江市環境行動計画」の策定）

本計画の推進にあたっては、各種計画との整合を図りながら、庁内関連部署間での議論や、市民・事業者・行政の連携・協働により、分野横断的かつ多角的視点に立った施策の推進をめざします。

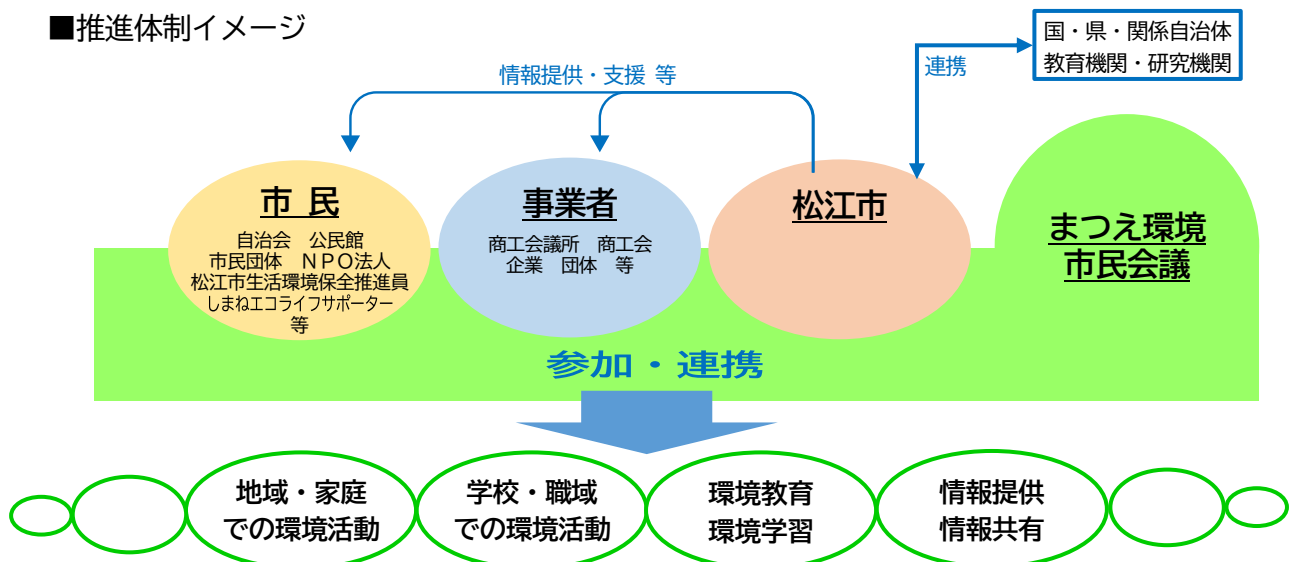
具体的には、施策の実施・実現に向けた詳細な計画となる「松江市環境行動計画」を策定し、本計画に示す「プロジェクト」を短期的・集中的に進めます。

「松江市環境行動計画」は、市民・事業者が主体となって取り組む「暮らしのテーマ」や、社会情勢や市民ニーズに応じて官民協働で取り組む「社会的テーマ」などに応じ、「重点行動プラン(アクションプラン)」としての取組を示し、おおむね3年ごとに見直しを行っていきます。

■松江市環境基本計画推進に係る各主体の役割

主 体		役 割
行政	松江市	- 本計画の総合的な推進を図るため、環境保全全般の全庁的な調整及び進行管理を行う。 - 本計画の検討及び施策の推進に関する庁内関係部署の調整を行う。 「まつえ環境市民会議」などと連携し、市民・事業者の取組促進を図る。
	国・県・近隣市町村	松江市と連携して施策を推進する。
教育・研究機関等		行政などと連携し、環境保全に係る教育・研究を積極的に推進する。
市民 事業者	市民団体、NPO法人、自治会、公民館等	- 行政と連携し、環境基本計画に基づく各種施策への取組を推進する。 「まつえ環境市民会議」などの取組に参加することにより施策を積極的に推進する。
	商工会議所、商工会、JAなどの団体等	- 本計画に基づき、率先して各種施策を推進する。 - 加入企業、事業者を対象として施策の取組を推進する。
まつえ環境市民会議		- 本計画に掲げる取組について、市民・事業者・行政の連携により、パートナーシップの構築を図りながら実践する。 - 本市の環境に関する意見等を提言する。

■推進体制イメージ



5-2 進行管理

本計画は、その進捗状況を毎年度確認し、必要に応じて見直しを行います。

進行管理手法にはPDCAサイクル※³⁷を用い、「計画」「実施」「点検・評価」「見直し・改善」により、継続的な改善を図ります。

なお、進行管理に用いる指標・目標については、施策の実施状況や社会環境の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

(1) 松江市生活環境保全審議会への報告

本計画の進捗状況については、松江市生活環境保全審議会に報告し、同審議会からの意見・提言を受けます。

(2) まつえ環境市民会議への情報提供

本計画の進捗状況については、「まつえ環境市民会議」に情報の提供を行い、同会議による市民・事業者の声を反映した提言を受けます。

(3) 松江市生活環境保全推進員との意見交換

「松江市生活環境保全推進員」との意見交換会を開催し、施策の普及啓発などに取り組んでいる現場の声を聞き取ります。

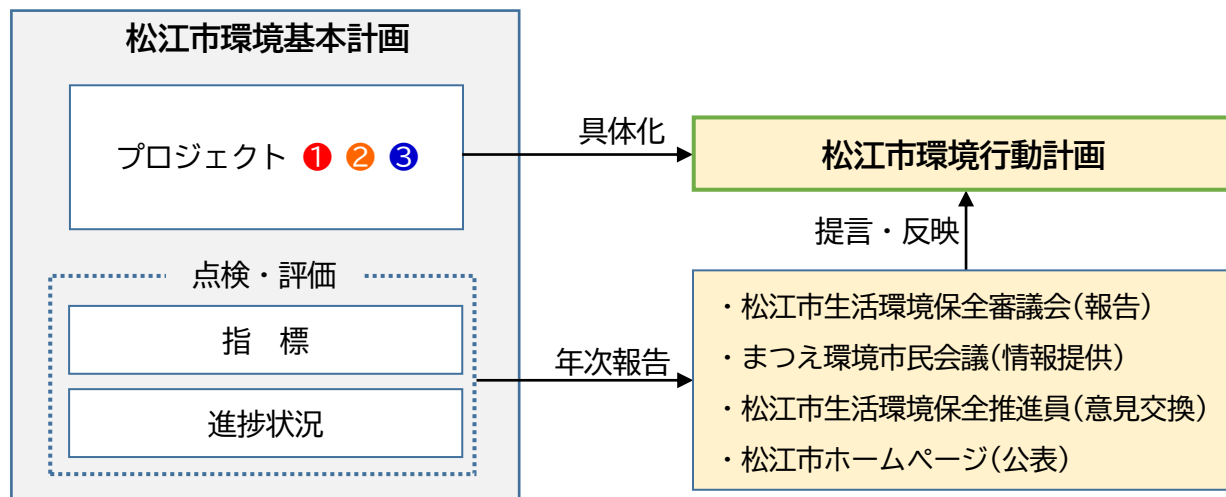
(4) 松江市ホームページでの情報の公開

松江市ホームページを通じて施策に関する情報を公開し、随時、意見や提言を受け、評価資料として活用します。

(5) 松江市生活環境保全審議会への諮問

計画の改訂などの重要な事案については、松江市生活環境保全審議会に諮問します。

■進行管理体制イメージ



参 考

用語解説

※1 持続可能な開発目標（SDGs）

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。

17 の目標（ゴール）と 169 の達成基準（ターゲット）から構成され、持続可能な開発を進めるための指針とされる。



資料：国際連合広報センター

※2 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015（平成 27）年の国連総会で採択された SDGs を中核とする、2015（平成 27）年から 2030（令和 12）年までの国際目標のこと。

※3 パリ協定

2015（平成 27）年 12 月に、フランス・パリで開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において採択された、地球温暖化対策のための国際的な枠組みのこと。

※4 カーボンニュートラル

二酸化炭素の排出量と吸収量が差引ゼロの状態になることを目指す概念のこと。

※5 スマートライフ

無駄な部分を排除した生活・暮らしを意味する単語で、環境分野においては、エネルギーを効率よく、かつ、上手に利用する生活を意味する用語として使用される。

※6 4R

- | | | |
|-------------------|---------------|---------------|
| ① リフューズ (Refuse) | 「必要ないものは断る」 | } の頭文字をとった略称。 |
| ② リデュース (Reduce) | 「ごみそのものを減らす」 | |
| ③ リユース (Reuse) | 「繰り返し使う」 | |
| ④ リサイクル (Recycle) | 「再び資源として利用する」 | |

※7 環境主都

「首都（中央政府のある都市）」とは異なり、地方の主要都市を意味します。

本計画では、環境を大切にしている取組が他の自治体や地域の模範になる都市という意味で「環境主都」を用いています。

※8 カーボンオフセット

日常生活や経済活動において排出される温室効果ガスについて、どうしても削減できない排出量の全部または一部を、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業等で、埋め合わせすること。

※9 グリーンカーボン

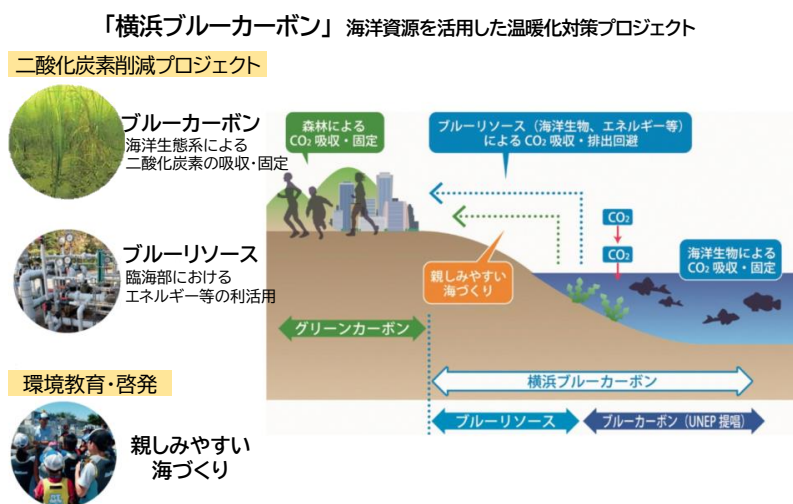
森林などにおける陸上の植物が光合成により二酸化炭素を吸収して固定する炭素のこと。

※10 ブルーカーボン

海藻等の生育により海洋に大気中の二酸化炭素が取り込まれ、海洋生態系の生物活動によって固定される炭素のこと。

グリーンカーボンに並び、藻場やマングローブ林などの海洋生態系の保全・活用が、炭素循環の観点からも重要であるとして再認識されている。

横浜市では、ブルーカーボンを活用したカーボンオフセット制度を設けており、海の温暖化対策や環境活動の推進に活用されている。



資料:横浜市ホームページを参考に画像を加工

※11 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

国の「2050年カーボンニュートラル」宣言を踏まえ、脱炭素化をはじめとする環境施策と経済成長の両立を図るための指針のこと。

※12 エコカー

二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量が少なく、燃費性能にも優れた、環境に優しい自動車の総称のこと。ハイブリッドカーや電気自動車、水素自動車など。

※13 ゼロカーボンシティ

2050年までに区域内の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標に取り組むことを公に表明した地方自治体のこと。

※14 COOL CHOICE

平成27年に国が発表した、地球温暖化対策に資する「賢い選択」として、省エネ製品への買換えやライフスタイルの変革などを促す取組のこと。

※15 新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い提唱された、マスクの着用や手洗いの徹底等の感染症対策を日常に取り入れた生活様式のこと。

※16 ESCO事業

省エネルギー改修にかかる経費を、改修後の光熱費等の削減分で賄う事業のこと。

※17 ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と読む。断熱性能の向上や高効率な設備の導入などによる「省エネ」と太陽光発電の導入などによる「創エネ」により、快適な室内環境を実現しながら、消費するエネルギー収支をゼロにすることをめざした建物のこと。

類義語に「ZEH（ゼッチ）」：Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）がある。



資料：環境省、資源エネルギー庁

※18 スマートシティ

インターネット技術を活用した IoT^{*}等の先端技術を都市の経営に取り入れ、住民生活の質の向上や行政運営の効率化を図ることをめざした都市のこと。

〔^{*}IoT〕Internet of Things（モノのインターネット）
機器や製品等がインターネット接続によって相互に情報交換し、動作、制御等を行う仕組み。〕

※19 ハイブリッドカー

2つ以上の動力源を持つ自動車の総称で、一般的には、ガソリン等によるエンジンと電動モーターを備えた自動車のこと。

※20 エコドライブ

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のこと。

無用なアイドリングをしないこと（アイドリングストップ）や、急発進・急加速をしないなど。

※21 食品ロス

本来食べられる食品が捨てられてしまうこと。

※22 脱プラスチック

プラスチック製品の使用をやめ、代替素材の製品に切り替えること。

※23 グリーン購入

製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

※24 ダンボールコンポスト

ダンボールで作られた生ごみ処理容器のこと。容器に投入した生ごみを堆肥化することにより、ごみの減量化を図るもの。

※25 フードバンク

売り物にならなかった食品を集め、経済的な理由で食事に困っている人や団体等は無償で配布する取組のこと。

※26 マイクロプラスチック

主に、環境中に廃棄されたプラスチック類が劣化、破砕などによって微小なプラスチック粒子（5mm 以下）となったもの。

※27 ラムサール条約

正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。

ラムサール（イラン）で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約のこと。

※28 ジオパーク

「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた「大地の公園」を意味する言葉。地球を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいう。

※29 COD75%値

COD（Chemical Oxygen Demand＝化学的酸素要求量）は、水中の有機物を酸化させた場合に消費される酸化剤の量を、酸素の量に換算したもので、海や湖等の汚れを調べる指標として用いられる。COD75%値は、年間の測定結果を評価する際の年間統計値。
数値が大きい場合は、水中の有機物が多いことを意味し、有機物による水質汚濁の程度が大きいことになる。

※30 ジオツーリズム

その地域のあらゆる自然・歴史・文化などに関連した地球科学的価値のある地質遺産を活用し、地球環境や資源の保全への意識を高めることに繋げる活動のこと。

※31 エコツーリズム

自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをめざす仕組みのこと。

※32 グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

※33 ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動。

※34 アクセシビリティ

年齢、性別等の違いにかかわらず、誰もが利用しやすい状態のことを意味し、インターネット上では、提供されている情報やサービスへのアクセスのしやすさを表す用語として使用される。

※35 SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称で、インターネット上で人々と交流できる通信サービスの総称。

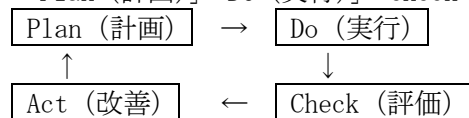
※36 キーパーソン

「鍵となる人物」のことで、全体に対して大きな影響を及ぼす人物を指す。

※37 PDCAサイクル

計画や事業などの継続的改善手法のこと。

「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Act（改善）」のそれぞれ頭文字をとった名称。



左図のように4段階のサイクルを繰り返しながら、継続的に改善していく。

松江市環境基本計画 2021-2025

令和 3(2021)年 3 月 策定

《お問い合わせ》 松江市 環境保全部環境政策課
〒690-0826 島根県松江市学園南一丁目 20 番 43 号
TEL : 0852-55-5278
FAX : 0852-55-5497
E-mail : k-seisaku@city.matsue.lg.jp